

(令和6年4月1日～)

1. 介護保険自己負担分

(1) 基本料金 1カ月あたり

※負担割合は「介護保険負担割合証」でご確認ください。

負担割合	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1割	10,458 円	15,370 円	22,359 円	24,677 円	27,209 円
2割	20,916 円	30,740 円	44,718 円	49,354 円	54,418 円
3割	31,374 円	46,110 円	67,077 円	74,031 円	81,627 円

(2) 加算料金 (1割表記)

加算名	単価/単位	加算要件
①中山間地域等における小規模事業所加算	上記基本料金の10%/月	豪雪地帯対策特別措置法により指定された豪雪地帯及び同条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯
②サービス提供体制強化加算(I)	750円/月	前年度の介護福祉士の配置実績70%以上、又は勤続10年以上の介護福祉士25%以上等により加算
③サービス提供体制強化加算(II)	640円/月	前年度の介護福祉士の配置実績50%以上により加算

■前年度の配置実績により、上記 ②又は③を加算します。【令和4年度より③を算定中】

④看護職員配置加算(I)	900円/月	常勤(正)看護師を1名以上配置している場合		
⑤訪問体制強化加算	1,000円/月	訪問職員を常勤2名以上配置、及び算定月における事業所の延べ訪問回数が200回/月以上の場合		
⑥総合マネジメント体制強化加算(I)	1,200円/月	多職種による介護計画の見直しと地域交流活動、行事への参加等を行っている場合。また利用者に関りのある地域住民等に対する相談体制、多様な主体が提供する生活支援サービスの計画や地域住民、他事業所等と共同で事例検討会等を実施している場合など		
⑦科学的介護推進体制加算	40円/月	利用者の心身状況等の基本的情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直した場合		
⑧生産性向上推進体制加算(II)	10円/月	利用者の安全や介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減等を検討		
⑨口腔・栄養スクリーニング加算(I)	20円/6か月	利用開始時と6ヶ月毎に口腔、栄養状態の確認を実施した場合		
⑩初期加算	30円/日	登録日から起算した30日間算定、及び30日を超える病院等の入院後に再利用された場合も同様		
⑪若年性認知症利用者受入加算	800円/月	若年性認知症利用者(64歳まで)で個別に担当者を定めている場合		
⑫認知症加算	(※)認知症介護実践リーダー研修修了者を配置している場合に算定	(II) 890円	日常生活自立度がⅢ、Ⅳ又はMに該当する場合及び(※)の配置	
		(III) 760円		日常生活自立度がⅢ、Ⅳ又はMに該当する場合
		(IV) 460円		要介護2であり日常生活自立度がⅡに該当する場合

(3)-1 その他の加算(30日計算、1割表記)

		要介護度	1	2	3	4	5
①介護職員処遇改善加算(I)	((1)基本料金+(2)加算料金)に10.2%を乗じて加算		1,560 円	2,091 円	2,875 円	3,135 円	3,419 円
②介護職員等特定処遇改善加算(I)	((1)基本料金+(2)加算料金)に 1.5%を乗じて加算		229 円	284 円	426 円	464 円	506 円
③介護職員等ベースアップ等支援加算	((1)基本料金+(2)加算料金)に 1.7%を乗じて加算		257 円	348 円	479 円	522 円	570 円

■(3)の計算は (1)+(2)①+③+(2)④～⑧の合算値で計算しています。

★令和6年6月より上記(3)の各種処遇改善加算が廃止され、下記の加算に統一されます

(3)-2 その他の加算(30日計算、1割表記)

		要介護度	1	2	3	4	5
介護職員等処遇改善加算(I)	14.9%/日	((1)基本料金+(2)加算料金)に左記%を乗じて加算	2,279 円	3,084 円	4,229 円	4,609 円	5,024 円

2. 介護保険外自己負担額

(4)その他の料金	朝食	昼食	夕食	30日の場合
食事代	420 円 × 回	560 円 × 回	560 円 × 回	円
宿泊代	1泊	2,500円	月の宿泊回数: 回	円
茶菓子代	通い 1回あたり	70円	月の通い回数: 回	円
キャンセル料	食事代金はご提供の前日までにご連絡がない時は、各食事代金を徴収する場合があります。		④ 合計	円

3. 自己負担額合計(介護保険自己負担分)

(1)基本料金+(2)加算料金((2)①+③及び(2)④~⑦の合算値)+(3)その他加算

※上記計算式の「その他の加算」の処遇改善加算は令和6年6月からの加算率で計算しています。

負担割合	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1割	17,563 円	23,571 円	32,404 円	35,334 円	38,534 円
2割	35,126 円	47,142 円	64,808 円	70,668 円	77,068 円
3割	52,689 円	70,713 円	97,212 円	106,002 円	115,602 円

小規模多機能型居宅介護に登録する以外に、緊急やむを得ない場合など一定要件を満たした場合に利用可能

I. 短期利用居宅介護費(1日につき)

負担割合	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1割	572 円	640 円	709 円	777 円	843 円
2割	1,144 円	1,280 円	1,418 円	1,554 円	1,686 円
3割	1,716 円	1,920 円	2,127 円	2,331 円	2,529 円

II. 短期利用加算(1日につき)

加算名	単価/単位	加算要件
①中山間地域等における小規模事業所加算	上記基本料金の10%/月	豪雪地帯対策特別措置法 昭和三十七年法律第七十三号 第二条第一項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯
②サービス提供体制強化加算(I)	750円 / 月	前年度の介護福祉士の配置実績70%以上、又は勤続10年以上の介護福祉士25%以上等により加算
③サービス提供体制強化加算(II)	640円 / 月	前年度の介護福祉士の配置実績50%以上により加算

※前年度の配置実績により、上記 ②又は③を加算します。【令和4年度より③を算定】

④認知症行動・心理症状緊急対応	200円 / 日	医師が認知症の行動・心理症状を認め、在宅生活が困難で緊急利用を判断した場合。利用開始日から7日間を限度として算定
-----------------	----------	--

※ I + II の合計額に1.(3)①②③を各々乗じて得た金額(1円未満は四捨五入)が加算されます。

※自己負担額の合計は、上記加算の他に 1.(3)-1 の処遇改善加算及び2. 介護保険外自己負担額となります。

処遇改善加算は I + II. ①~③を加えた金額に加算率を乗じます。

尚、令和6年6月より上記の各種処遇改善加算が廃止され、1.(3)-2 に統一されます